

鈴鹿市告示第137号

鈴鹿市観光自動車駐車場条例（昭和36年鈴鹿市条例第10号）第12条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、鈴鹿市観光自動車駐車場の使用を次のとおり再開するので、同条第3項の規定において準用する同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月31日

鈴鹿市長 末松 則子

1 使用を再開する駐車場の名称

- (1) 鈴鹿市鼓ヶ浦駐車場
- (2) 鈴鹿市千代崎駐車場

2 使用を再開する期間

- (1) 令和6年6月1日から同年7月21日まで（土曜日、日曜日及び祝日に限る。）
- (2) 令和6年7月22日から同年8月16日まで
- (3) 令和6年8月17日から同年9月1日まで（土曜日、日曜日及び祝日に限る。）